政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見に対する対応（案）

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見	対　　応　　（案）
【所管法人共通】 　財務内容の改善に関する評価において、予算、収支計画及び資金計画と実績の対比による評価が行われていない独立行政法人が見受けられるので、このような法人については、計画と実績の対比、運営費交付金の執行状況と残高内容、当期損益と欠損状況、目的積立金の状況などを評価書、事業報告書等に明記した上で評価を行うべきである。	○　従来から予算、収支計画及び資金計画に対する実績額により評価を行っている。（項目別評価表３．予算、収支計画及び資金計画の項目参照）